

## （仮称）中野区手話言語条例の考え方について

（仮称）中野区手話言語条例について、以下のとおり考え方を取りまとめたので報告する。

### 1 条例の考え方

手話についての理解を促進することに関する基本理念を定めるとともに、区の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにし、もって手話が言語であることの理解を促進することを目的とする。

### 2 条例に盛り込むべき項目

- |         |          |        |        |
|---------|----------|--------|--------|
| ① 前文    | ② 目的     | ③ 基本理念 | ④ 区の責務 |
| ⑤ 区民の役割 | ⑥ 事業者の役割 |        |        |

※ 詳細は別添のとおりに

### 3 意見交換会の実施

日 時	場 所
11月1日（金） 19時～	野方区民活動センター
11月3日（日） 10時～	中野区役所
11月5日（火） 19時～	南部すこやか福祉センター

### 4 今後のスケジュール（予定）

- |            |                                     |
|------------|-------------------------------------|
| 令和元年 11月上旬 | 区民意見交換会の実施                          |
| 12月上旬      | 区民意見交換会の結果及び「条例に盛り込むべき主な内容（案）」の議会報告 |
| 12月下旬      | パブリック・コメント手続の実施                     |
| 令和2年       | 第1回定例会に条例案を提出                       |

## (仮称) 中野区手話言語条例の考え方

## 1 前文

手話は、独自の言語体系を有し、手や指などの体の動きや顔の表情などを使う言語であり、手話を日常生活及び社会生活を営むうえで言語として使用する聴覚障害者や、その支援者らによって大切に受け継がれてきた文化的所産です。障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置づけられています。しかし、過去には手話の使用が制約を受けてきた歴史があり、また、現在においても手話が言語であるとの理解が十分であるとは言えません。

このため、手話が言語であるとの理解が促進され、手話を使用する人たちにとって社会的障壁の無い社会を実現していく必要があります。

ここに、手話が言語であることへの理解を促進するため、この条例を制定します。

(説明)

- 手話は、独自の語彙や文法体系を持った言語です。しかし、歴史的に手話が言語として位置づけられていなかった時代、手話を母語とする聴覚障害者は、日常生活や社会生活を送る上で、多くの不便や不安とともに生きてきました。
- また、平成18年に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約（平成26年に日本国において発効）や、平成25年に改正された障害者基本法において、手話が言語として位置づけられていますが、現在においても、手話への理解が十分に進んでいるとは言えない状況です。
- 全ての人々が相互に理解し合い、互いを尊重し受け入れることのできる社会の実現には、手話についての理解促進が欠かせません。このため「(仮称) 中野区手話言語条例」を制定します。

## 2 目的

この条例は、手話についての理解を促進することに関する基本理念を定めるとともに、区の責務並びに区民及び事業者の役割を明らかにし、もって手話が言語であることへの理解を促進することを目的とする。

(説明)

- 手話に関する理解の促進及び手話の普及を図るためには、区、区民、事業者の3者が、共通の認識を持つことが必要です。区はその責務を、区民・事業者はその役割を自覚することで、効果的な理解促進が図られると考えます。

### 3 基本理念

手話が言語であるとの理解が促進され、手話を使用する人が手話による意思疎通を円滑に行うことができ、障害の有無によって分け隔てられることなく、かけがえない個人として尊重されることを基本理念とする。

(説明)

- 日常生活や社会生活を送る上で手話を使用している聴覚障害者の意思疎通の権利を守るためには、第一に、手話が言語であることの認識が求められます。
- また、この認識の下に、地域社会において、手話を必要とする聴覚障害者が、個人として尊重されることが重要であると考えます。

### 4 区の責務

区は、基本理念に基づき、手話を使用して日常生活又は社会生活を営む者及びその支援者その他の関係者と協力して、手話が言語であることに対する区民の理解を促進するための施策を行うものとする。

(説明)

- 基本理念に基づき、区は、手話が言語であることについての区民の理解を促進する義務を負っていると考えます。
- また、そのためには、区は手話を必要とする聴覚障害者や、手話通訳者等の支援者等と協力しなければなりません。

### 5 区民の役割

区民は、基本理念に対する理解を深め、区の施策に協力するよう努めるものとする。

(説明)

- 区が施策を進めるだけでなく、基本理念に基づき、区民一人ひとりが理解を深めてゆく必要があります。
- また、条例の目的を達成するためには、区民による区の施策への協力が重要であると考えます。

### 6 事業者の役割

事業者は、基本理念に対する理解を深め、区の施策に協力するよう努めるものとする。

(説明)

- 事業者は、施設、商品及びサービスの提供等を通じて、手話を使用して日常生活や社会生活を営む人々と、様々な場面で関わりを持ちます。
- 条例の目的の達成のためには、事業者の関わりも必要です。
- 事業者もまた、基本理念について理解を深め、区の施策に協力することが重要であると考えます。